

令和4年度
東北大学高等大学院博士後期課程学生
挑戦的研究支援プロジェクト・高等大学院博士学生フェロースhip
Q & A

1. 重複受給について

Q1-1. 所属企業からの給与収入がありますが、月額15万円程度（保険料等控除前）です。この場合、申請はできますか。

A1-1. 所属企業や大学等から本事業と同等以上の給与収入・役員報酬または経済的支援がある場合には申請できません。この金額については、年間180万円以上を基準としますので、この金額を超えた場合は申請の対象とはなりません。なお、部局においてそれよりも低い金額を基準とすることは差し支えありません。

Q1-2. 本学での学位を取得することを目的に海外留学を計画しています。海外留学に行くために奨学金を申請しましたが、こちらは受給しても差し支えないでしょうか。

A1-2. 往復航空賃や滞在費など渡航支援として使用されるものになるとしますので、申請は可能です。

Q1-3. 競争的資金を獲得した場合、研究費を辞退する必要がありますか。

A1-3. 競争的資金は個人収入に当たるものではないため、重複受給に該当しませんので、受給可能です。本事業で支弁する研究費に加えて、他の競争的資金を獲得することは可能です。

Q1-4. 日本学生支援機構の奨学金を貸与されており、返還免除の申請をしています。返還免除されることとなった場合には、研究奨励費を返納する必要がありますか。

A1-4. 課程修了時に奨学金返還免除になった場合は、さかのぼっての返還を求めることはありません。

Q1-5. TA・RA勤務は認められるとのことですが、上限はありますか。

A1-5. 学振の特別研究員と同様に週19時間までの勤務を認めます。また、重複受給の制限となる「企業や大学等より同等（年収180万円とする）以上の給与収入・役員報酬または経済的支援」の金額に含めるため、収入金額等の合計金額が年間で180万円以上とまらないよう留意してください。

Q1-6. 民間団体・企業等から、月額13万円（年156万円）の奨学金を受給していますが、RAとして月5万円（年60万円）程度働くことは可能でしょうか。

A1-6. 奨学金、その他給与収入（TA,RA経費も含む）等の合計が年間180万円を超える場合は本事業からの支援を辞退いただきます。

2. 休学・留年・長期履修の扱いについて

Q2-1.現在休学中ですが、申請できますか。

A2-1.4月1日現在で休学している方は申請できません。

Q2-2.休学したことがあります、申請できますか。

A2-2.申請時にすでに休学していた期間があっても、申請は可能です。その場合、支援期間はすでに取得した休学期間を除いた年数まで、支援を行います。ただし、国の方針等により支援期間の打ち切り、支援内容に変更が生じる場合があります。

例) 後期3年の課程

令和2年4月に入学し、令和3年4月1日から1年間の休学し、令和4年4月1日から復学し、本事業に採用された場合には、在学期間から休学期間を除いた、残り2年（令和6年3月まで）が支援期間となります。

申請時↓

R2.4.		R3.4.		R4.4.		R5.4.	
入学・在学		休学		在学・採用			

Q2-3.本事業に採択後、休学する場合には、本事業での支援金受給は辞めなければなりません。

A2-3.本事業採択後に出産・育児、介護、病気などの理由により休学する場合には、その期間、研究奨励費等の支給は停止し、復学後支援を再開させる場合があります。意欲ある優秀な学生への支援を行う観点から、出産・育児、介護、病気以外の理由による休学の場合には、本事業からの支援を辞退していただきます。

Q2-4.出産・育児のため、1年間休学しました。復学したら支援は再開されますか。

A2-4.復学後に支給を再開する場合がありますが、確約するものではありません。また、本事業による支援人数、事業年度には限りがあるため、より多くの優秀な学生への支援を行う観点から、どのような理由であっても、本事業採択後に通算して1年を超えて休学する場合には、本事業からの支援を打ち切ります。なお、国の方針等により支援期間の打ち切り、支援内容に変更が生じる場合があります。

例1) 後期3年の課程

令和4年4月に入学し、本事業に採用。令和5年4月から1年間、出産・育児のため休学し、令和6年4月から復学する場合には、支援を再開する場合があります。その場合は、在学期間から休学期間を除いた残り2年間（令和8年3月まで）支援が可能となります。なお、国の方針等により支援期間の打ち切り、支援内容に変更が生じる場合があります。

	停止↓		再開↓				
R4.4		R5.4.		R6.4.		R7.4.	
入学・採用		休学		復学			

例 2) 後期 3 年の課程

令和 4 年 4 月に入学し、本事業に採用。令和 5 年 4 月から 1 年間、出産・育児のため休学したが、都合により、さらに 1 年間休学する場合、本事業は令和 6 年 3 月で辞退いただきます。

	停止↓		辞退↓				
R4.4		R5.4.		R6.4.		R7.4.	
入学・採用		休学		休学		復学	

Q2-5. 留年した場合はどうなりますか。

A2-5. 標準修業年限を超えての支援ができないため、支援期間は終了となります。なお、Q2-3. のとおり、出産・育児、介護、病気などの理由により休学した期間は在学期間には含めないため、出産・育児、介護、病気などの理由により休学し、留年した場合には、支援を再開する場合があります。

例 1) 後期 3 年の課程

D2 の 4 月から本事業に採用。D3 で修了できなかった場合、令和 6 年 3 月で支援は終了します。

			終了↓		
R4.4		R5.4.		R6.4.	
D2・採用		D3		D4 (留年)	

例 2) 後期 3 年の課程

D2 の 4 月から本事業に採用。翌年の令和 5 年 4 月から出産・育児のため 1 年間休学、令和 6 年 4 月に復学した場合、博士 4 年目となりますが、休学期間は在学期間には含まないため、3 年次学生として残り 1 年間（令和 7 年 3 月まで）支援を再開する場合があります。

	停止↓		再開↓		終了↓		
R4.4		R5.4.		R6.4.		R7.4.	
D2・採用		休学 (D3)		復学 (D4)		D5 (留年)	

Q2-6. 長期履修が認められていますが、本事業に申請できますか。

A2-6. 長期履修についても申請の対象となりますが、支援期間は認められた履修期間ではなく、標準修業年限内までとします。例えば 3 年のところ 6 年での履修が認められている場合であっても、D1 で採用された場合は 3 年目まで支援、D2 で採用された場合は 2 年目

までの支援となります。4年目以降の学生については、申請の対象となりません。

例) 後期3年の課程で、3年のところ6年の履修に変更。支援期間は3年次まで。

1年次	2年次	3年次				
終了↓						
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	

3. 留学中、インターンシップ中など学外にいる場合の取り扱いについて

Q3-1. 留学期間中も研究奨励費は受給できますか。

A3-1. 可能です。ただし、毎月の在籍確認が必要となりますので、ご注意ください。

Q3-2. コロナウイルスの影響により海外におり、入学後一度も来学していない学生も申請できますか。

A3-2. 支援対象と考えていますが、実際の研究奨励費や研究費の支給は来学し、手続き後に開始します。例えば、D1の学生で、D1の1年間を海外でオンライン受講し、D2から日本に来学する場合、D2からの2年間の支給期間となります。(日本に来る前の期間は支給対象外とします。)

Q3-3. 研究指導の委託により他機関で修学していますが、研究奨励費は受給できますか。

A3-3. 国内の他の大学、研究機関等で修学している場合には、可能です。毎月の在籍確認が必要となりますので、ご注意ください。なお、コロナウイルスの影響により、国外の大学、研究機関等において研究指導を受けており、入学後一度も来学していない場合には、Q3-2のとおり、本事業への申請は可能としますが、実際の研究奨励費や研究費の支給は日本に入学、来学し、手続き後に開始することとします。

Q3-4. インターンシップ期間中も研究奨励費は受給できますか。また、インターンシップ先からの報酬を受け取ることは可能ですか。

A3-4. 可能です。また、インターンシップ先からの報酬についても、本学の研究の一環として行った活動に対する報酬と考えますので、受け取ることは可能です。ただし、毎月の在籍確認が必要となります。また、報酬は給与収入と同等として重複受給の制限の対象となる金額(年間180万円)に含めますので、インターンシップ先からの報酬を含め、他のT・A・R・A経費や給付奨学金等と合わせて年収180万円を超える場合には、高等大学院機構事務室にご相談ください。

4. 採用者の義務について

Q4-1. 挑戦的研究支援プログラム、キャリア開発・育成支援プログラムとはどのようなものですか。

A4-1. 本事業では社会変革を起こす、また持続可能な社会を創造する人材の育成のため、

博士後期課程学生に必要とされる能力として、1. 専門研究力、2. 研究倫理、3. 学際性・持続可能社会実現に対する意識、4. 国際協働力、5. 産学共創力、6. トランスファラブルスキル（対課題スキル、対自己スキル、対人スキル）が必要と考えています。

これら能力の育成ためのセミナー、ワークショップの開催、インターンシップ参加の機会の提供、イノベーション創発塾ワークショップの開催などを考えており、これらを挑戦的研究支援プログラム、キャリア開発・育成支援プログラムとして提供します。提供するコンテンツは毎年度指示します。

Q4-2. 挑戦的研究支援プログラム、キャリア開発・育成支援プログラムにどのくらい参加すればよいですか。

A4-2. 必修・選択については毎年度指示します。。また、本学で実施するプログラム以外に、科学技術振興機構が企画する「博士後期課程学生交流会」への参加、やフォローアップに協力することが求められます。

Q4-3. 受け取った研究奨励費は返還の義務はありませんか。また税金はかかりますか。

A4-3. 不正があった場合には返還義務が生じます。また、研究奨励費は雑所得扱いとなることから、毎年、確定申告により所得税を納税する必要があります。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる場合があるため、扶養者あるいは扶養者の職場等に確認し、必要な手続きを行うことが必要です。

Q4-4. 本事業からの支援終了後の義務はありますか。

A4-4. 支援学生の状況について毎年度報告義務がありますので、年度終了時に学修及び研究の進捗状況並びに成果等について報告をお願いします。また、支援終了後であっても本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。就職先やその後のキャリア状況についてもフォローアップ調査を行う予定ですので、協力をお願いいたします。

5. 研究費について

Q5-1. 支給される研究費はどのようなものに使用できますか。

A5-1. 支援学生が、自身の研究活動を行うにあたって必要な物品（備品や消耗品）、資料収集や調査、打ち合わせのための国内外旅費、研究協力者への謝金、その他研究実施に必要な経費として使用できます。本人の研究に関係の無い内容への支出は認めません。また、学会参加に関する費用で「参加費（登録費）」は支出可能ですが、「年会費」は個人の権利となるため支出は認められておりません。使用にあたっては、個人管理などではなく大学運営経費の扱いに従って適正に使用し、毎年度2月末までには使用してください。不明な点があれば問合せをお願いします。